

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 8 年 6 月 2 9 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 8 5 条に基づく義務が履行されていないにもかかわらず、東京都が適切な監督を行わず、申出人からの是正申入れにも回答しないことは、違法又は不当であるとして、監査及び是正措置を求める主張をしていると解される。

しかし、この主張にある東京都の行為は、上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、都の財務会計上の行為を対象とした請求であるとはいえない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第 2 4 2 条に定める住民監査請求として不適法である。